

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																								
<p>第17条 [略]</p> <p>2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。県南広域振興局にあつては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長）<u>及び</u>広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部に置く部並びに部長及び次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 35%;">部長に充てる職</th> <th style="width: 50%;">次長に充てる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略] 水産担当技監 漁港担当技監</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条、第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課等</th> <th style="width: 15%;">課等の長に充てる職</th> <th style="width: 65%;">主な担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">本庁及び出先機関の通信関係の 応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>行政経営推進課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復興防災部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。</td> </tr> <tr> <td>復興くらし再建課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	次長に充てる職	[略]			農林水産部	[略]	[略] 水産担当技監 漁港担当技監	[略]			部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務	[略]				総務部	[略]	[略]	本庁及び出先機関の通信関係の 応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。	行政経営推進課	[略]	[略]				復興防災部	[略]	[略]	避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。	復興くらし再建課	[略]	<p>第17条 [略]</p> <p>2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。県南広域振興局にあつては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長）<u>又は</u>広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部に置く部並びに部長及び次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 35%;">部長に充てる職</th> <th style="width: 50%;">次長に充てる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略] 水産担当技監</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条、第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課等</th> <th style="width: 15%;">課等の長に充てる職</th> <th style="width: 65%;">主な担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">他課等に対する応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>行政経営推進課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復興防災部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。</td> </tr> <tr> <td>復興くらし再建課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長に充てる職	次長に充てる職	[略]			農林水産部	[略]	[略] 水産担当技監	[略]			部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務	[略]				総務部	[略]	[略]	他課等に対する応援に関すること。	行政経営推進課	[略]	[略]				復興防災部	[略]	[略]	避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。	復興くらし再建課	[略]
部	部長に充てる職	次長に充てる職																																																																							
[略]																																																																									
農林水産部	[略]	[略] 水産担当技監 漁港担当技監																																																																							
[略]																																																																									
部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務																																																																						
[略]																																																																									
総務部	[略]	[略]	本庁及び出先機関の通信関係の 応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。																																																																						
	行政経営推進課	[略]																																																																							
[略]																																																																									
復興防災部	[略]	[略]	避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。																																																																						
	復興くらし再建課	[略]																																																																							
部	部長に充てる職	次長に充てる職																																																																							
[略]																																																																									
農林水産部	[略]	[略] 水産担当技監																																																																							
[略]																																																																									
部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務																																																																						
[略]																																																																									
総務部	[略]	[略]	他課等に対する応援に関すること。																																																																						
	行政経営推進課	[略]																																																																							
[略]																																																																									
復興防災部	[略]	[略]	避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。																																																																						
	復興くらし再建課	[略]																																																																							

			<u>広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議等に関すること。</u> 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。 [略]
	[略]		
ふるさと振興部	[略]		
	調査統計課	調査統計課総括課長	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	学事振興課	学事振興課総括課長	<u>公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。</u>
	[略]		
	科学・情報政策室	[略]	[略] <u>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること（総務部行政経営推進課の主管に属するものを除く。）。</u>
	[略]		
環境生活部	[略]		
	県民くらしの安全課	[略]	
	廃棄物特別対策室	廃棄物特別対策室長	<u>県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	若者女性協働推進室	[略]	
	[略]		
農林水産部	[略]		
	競馬改革推進	[略]	

			被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。 [略]
	[略]		
ふるさと振興部	[略]		
	学事振興課	学事振興課総括課長	<u>公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。</u>
	調査統計課	調査統計課総括課長	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	[略]		
	科学・情報政策室	[略]	[略] 通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	[略]		
環境生活部	[略]		
	県民くらしの安全課	[略]	
	若者女性協働推進室	[略]	
	[略]		
農林水産部	[略]		
	競馬改革推進	[略]	

	室		
	県産米戦略室	県産米戦略室長	他課等に対する応援に関すること。
	全国植樹祭推進室	[略]	
県土整備部	県土整備企画室	[略]	[略] 廃棄物・障害物対策に係る重機資材等の確保及び運用調整に関すること。 <u>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>応急対策に係る空港の利用に関すること。</u>
	[略]		
	港湾課	港湾課総括課長	[略] 車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。
	[略]		

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
廃棄物・障害物対策	[略]	廃棄物特別対策室 漁港漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾課
[略]		

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
県土整備部			

	室		
	全国植樹祭推進室	[略]	
県土整備部	県土整備企画室	[略]	[略] 廃棄物・障害物対策に係る重機資材等の確保及び運用調整に関すること。
	[略]		
	港湾空港課	港湾空港課総括課長	[略] 車両の移動等に伴う損失の補償に関すること。 <u>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>応急対策に係る空港の利用に関すること。</u>
	[略]		

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
廃棄物・障害物対策	[略]	漁港漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾空港課
[略]		

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
県土整備部	北上川上流流域下水道事務所	北上川上流流域下水道事務所長	県管理の下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。

花巻空港事務所	[略]
---------	-----

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 <u>北上川上流流域下水道事務所</u> 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平館高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]		

別表第7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
[略]	
対策班	[略] 広域防災拠点の開設及び運営に関すること。

道事務所	
花巻空港事務所	[略]

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻高等学校 岩手県立平館高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立盛岡となん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]		

別表第7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
[略]	
対策班	[略] 広域防災拠点の開設及び運営に関すること。 広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協

	受援班が設置されるまでの間の受援班業務に関すること（情報班の主管に属するものを除く。）。
情報班	[略] 本部員会議資料の作成に関すること。 受援班が設置されるまでの間の被災地における支援の需要の把握に関すること。
[略]	

[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課 <u>行政経営推進課</u>
	[略]	
	県土整備部	県土整備企画室 道路環境課 砂防災害課 河川課 都市計画課 下水環境課 建築住宅課 <u>港湾課</u>
[略]		
[略]		

	<u>議及び調整に関すること。</u> 受援班が設置されるまでの間の受援班業務に関すること（情報班の主管に属するものを除く。）。
情報班	[略] 本部員会議資料の作成に関すること。 <u>広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの報告に関すること。</u> 受援班が設置されるまでの間の被災地における支援の需要の把握に関すること。
[略]	

[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課
	[略]	
	県土整備部	県土整備企画室 道路環境課 砂防災害課 河川課 都市計画課 下水環境課 建築住宅課 <u>港湾空港課</u>
[略]		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。